徳山藩「江戸記録所」の職務と記録

吉田真夫

はじめに

筆者は本誌前号において、徳山藩における国元の記録所について、明和期の日記を通して、その職務と作成した記録について考えた[1]（以下「前稿」という）。明らかになったのは、藩の活動を記録する記録者、蓄積した記録を管理する文書管理者、さらには徳山館の主郭部分の管理者といった記録所の役割であった。また、藩主と藩政の中核を担った御蔵本との間を仲立ちするような位置にあったことも知ることができた。

このほか、筆者が関心を持つ、当館が所蔵する徳山毛利家文庫の構成について言えば、徳山の記録所が管理したと考えられる記録に、徳山毛利家文庫のシリーズ名で言えば「御書案文」と「古案」、「諸所仕出控」があること、また「御居間日記」と「記録所日記」との関係性についても指摘した。

さて、前稿では今後の課題として江戸の記録所の役割解明が必要であると述べた。そこで本稿では再び明和期（明和元年＝一七六四～明和九年＝一七七二）の「記録所日記」を用いて、この課題を少しでも解明することとしたい。その際、前稿では藩主在国中の日記に限って分析したことから、本稿でも藩主在府中の日記を対象として分析する。なお、国元・徳山の記録所と区別するため、江戸の記録所を「江戸記録所」と仮称する。そして「江戸記録所」で作成された日記は、後述のとおり原表題は単に「記録所日記」となっているものの、国元作成分との混同を避けるため、「江戸記録所日記」として行論する（そのため便宜上、徳山の記録所は「記録所」、そこで作

成された日記を「記録所日記」としておく）。なお、時の徳山藩主は七代毛利就馴（なりよし）である。

一　明和期の「江戸記録所日記」

まずは「江戸記録所日記」の特徴を示す。

本稿で対象とする明和期の「江戸記録所日記」は後掲の【表1】のとおりである。【表1】を見てもわかるように、明和期の「江戸記録所日記」[2]は、少ないもので二ヶ月分、長いものでは四ヶ月で一冊をなしており、おおよそ一ヶ月、長くても二ヶ月一冊としていた「記録所日記」の構成とは異なる。ただし、藩主の参勤・下向に伴い、月の途中から始まる、または月の途中で終わる場合は、その前または後の月と共に一冊をなすことは「記録所日記」と同様である。

また複数月を一冊としていながら、中表紙が残っているものもある。例えば明和四年四月から七月までで一冊を構成している日記[3]では、その原表紙には「明和四丁亥四月ヨリ七月迄　記録所日記」とあるが、五月の記事が終わった次の丁には、「明和四丁亥年六月ヨリ七月　記録所日記」と書かれた表紙が出てくる。すべてがこのようになっているわけではないが、明和期の「江戸記録所日記」作成当初は、二ヶ月程度で綴じようとしていたのではないかと考えられる。

原初の表紙と裏表紙には柿渋が塗られた紙が用いられ、表紙には、綴られている期間と表題が記される。表題は単に記録所日記とあるのみで、この情報だけで「記録所」の日記か「江戸記録所」の日記かを判別するのは難しい[4]。

「江戸記録所日記」の特徴のひとつに、冒頭に記事検索のための目次が付されていることが挙げられる。これは明和三年から明和七年までの「江戸記録所日記」に見られ、「日記目録早見」[5]や単に「早見」[6]、「目録」[7]などとさまざまなタイトルがつけられている。

ただし、日記に記されたすべての事項を検索することが目的ではなかったようで、例えば、前出「早見」とのタイトルを持つ明和四年八月一日条[8]には、

八月朔日

一、御登城之事、

一、両御丸江御太刀・馬代献上之事、

一、御家来中御目見之事、附り、町人御出入之者同

断之事、
一、御供方被仰出候事、
一、松平遠州公（尼崎藩主松平忠告）初而御在着之事、

とある。八朔の祝儀のため江戸城へ登城、将軍と将軍世子に拝謁の上祝儀を献上したことを記したはじめの二項目分について言えば、日記の本文には登城のために江戸屋敷を出立した時刻、江戸城内での毛利就馴の行動、献上物の伝達などが細かく記されているのに対し、「早見表」では相当に省略された表記になっている。

著しいのは、例えば同年八月十三日条で、「早見」では「無事」となっているが、日記本文には、佐土原藩主島津久柄と津和野藩主亀井矩貞からの書状を徒使が持参したこと、および十七日に国元へ書面を送る旨当役方から知らせが入ったことが記され、決して「無事」ではない。ただし、当役方からの知らせは定期的にもたらされるものであるし、両藩主からの来状も特にその内容を記していないところを見ると、「江戸記録所」としては、その事実（書面の到来）だけを「江戸記録所日記」に記録すればよいと判断したと推測される。その結果、「早見」には「無事」と表記されたのだろう。

また、年始、暑気見舞い、歳暮などでは、藩主自身の訪問をはじめ、使者・諸品・書状などの遣り取りがあるが、そのことは日記の本文中にではなく、すべてをまとめて記述される場合がある。例えば、宝暦十四年（一七六四、六月「明和」に改元）正月の場合[9]、「宝暦十四申年正月御勤一巻」をタイトルとし、「御太刀馬代銀壱枚宛」を「公方様・若君様江正月弐日被献之」と、何を、誰に、いつ、場合によっては誰が献上・持参・送付したのかを記す。そして、将軍等では見られないが、それ以外の場合は、

一、干鯛　一箱宛
三日　桜田御奥様江
御奥様ゟハ二日御使者松野与右衛門
右、御奥様・大殿様ゟ以御使者被進之、
林本右衛門

のような記され方になる。基本墨書であるが、傍線を引いた部分は朱書されている。これを見ると、物品とそれを贈るべき相手と送り主、送付方法はあらかじめ墨書しておき、送付日と派遣した使者名は後日朱書したようである[10]。あるいは、

一、御太刀馬代銀壱枚宛　並太刀

三日△大久保対馬守（教明）様　三日△池田筑後守（政倫）様

二日○松前主馬（一広）様　三日△堀甚五兵衛（信明）様

三日△曲渕庄次郎（景漸）様　三日△細井金右衛門（正利）様

三日△松平庄九郎（忠郷）様

○印　松野与右衛門

△印　林与右衛門

というように、贈物は使者の派遣で済ませてよいことが決まっている相手には、品物と送り先の名をまとめて墨書し、後に実際に使者がそれを持参した日にちと、記号で表された使者名とを朱書（傍線部）している。

いつもこのような朱書表記があるわけではないが、送り先と送るべき品物をまとめて列記しておくことで早見的な効果に加え送付ミスもなくなり、さらに後日朱書することで、確実に送付したかどうかのチェックも期待できて効率的である。

このように「江戸記録所日記」は、単に日々の出来事を記すのみならず、利用の便を考えた使われ方もしていた。

日記本文の記述は、日にちと天候を始めに記し、一ツ書によって記事が記されていく形式である。記事は江戸という場所を反映して、幕府向きのことはもちろん、他藩や旗本、関係のある寺社その他からの来訪・来状および使者の到来、あるいはそれらへの徳山藩主の訪問や使者派遣、書簡の送付などが多くを占める。そのため「江戸記録所日記」は、徳山藩の外部との交流が見て取れる記録とも言える。

これらが「江戸記録所日記」の特徴のあらましである。続いて、「江戸記録所」の業務を見ていきたい。

二　江戸記録所の業務

（一）記録所と判司役

前稿では、国元の「記録所」が、文書の作成・授受などの業務を担っていたことを指摘した。「江戸記録所」の場合を検討してみよう。

明和四年四月十六日、徳山藩江戸屋敷に住んでいた先々代の徳山藩主毛利広豊の子供、繁之丞・好姫・崎姫の三人を国元へ移すこととなった。翌十七日の出立を前に、「御関所御手判」や、彼らに随行する女中を大坂から

江戸に戻すことに伴う京都所司代への通知書などを記録所で調え、当役方へ送っている。[11]

「記録所」でも「御関所御手判」に類する事例を示したが、江戸においても同様に、この趣の文書は「江戸記録所」が作成していたことがわかる。

次に来状について見てみる。一例に明和四年閏九月十二日を取り上げる。[12]

一、大御目付触到来、国々百姓散在之義ニ付候也、
　　被仰出帳委シ、
　　但、当役方へ為披見差越候事、

「百姓散在」のことについて大目付触がもたらされ、その情報は当役方へ伝えられたのである。このことは、大目付触が当役方よりも先に記録所に届いたことを示している。後述するように、江戸と国元との情報の遣り取りは双方の当役方間で行われていたことを考えると、本件は領内にも通達しなければならないものであることから、当役方へ伝達されたのであろう。

老中奉書の場合も同様で、例えば明和八年十一月二十日、[13]老中松平輝高から重陽祝儀に対する御内書伝達のために家来を一人派遣するよう指示があった。これを受けて徳山藩では、「御請如例相認させ御使者桜井新右衛門を以被差出候事」と、前例に基づき請書を作成、留守居役の桜井新右衛門に持参させた。この請書はやはり記録所の指示の基に作成されている。それは「相認させ」との文言から、具体的には判司役（「判師役」とも）に記録所が指示して作成させたと推測する。その理由は、「記録所」の分析をした際、国元では判司役が実際に文書の作成に従事していた形跡を紹介したが、江戸においても同様であったと考えたからである。

判司役が記録所と深い関係にあって、文書の作成・管理に深く関わる業務を担っていたことを示す事例を挙げてみる。藩主の「御書判」について、明和四年五月九日のことである。[14]

一、殿様御書判只今迄之分可被相改旨、御本之通相調さ■（せカ）候様黒川十右衛門を以被仰出、其段当役粟屋靱負へも相達候、依之御往来物大中小三つ江戸之分、大中御在所之分、以上五つ拵させ差出候様御判師役玉井弥兵衛へ申達、出来之上指出候故入高覧、此通今日ゟ御改可被成旨十右衛門ヲ以被仰出候、左候而、御判師役へ相渡候、尤古御書判之

分五つ御目付役玉井弥兵衛へ被致封印、当役粟屋靱負方へ差越候事、

詳細は不明だが、記事から考えると、これまでの藩主の「御書判」を「御本之通」に調えよと藩主就馴からの指示が出た。「御書判」の「往来物」とあるので藩主書状関係であろうか。その江戸分と在所分合計五つを判司役に作成させ、藩主の高覧に供し、それを確認した就馴は今日からそのようにするよう指示したという。その後、それらは判司役の手に渡った。一方「古御書判」については、目付玉井弥兵衛が封印して当役の粟屋靱負へ差し出した。この事例は、判司役はこれまでの藩主の「御書判」を管理していた可能性を示唆するものである。[15]

さらに判司役の業務を見る上で、前出とは異なる御内書の事例を示す。明和六年六月二十六日の記事である。前日の六月二十五日に「端午之御内書」と老中奉書を山岡六郎左衛門が使者となって受け取った。二十六日には受け取った御内書と老中奉書を御居間へ留守居役が差し出し、留守居役以上の人々が御次において拝見した。[16] それが済むと、「御判師方江相収候事」と、御内書などが御判司方へ収められた。つまり、御内書や老中奉書は御判司役の保存下にあったことが窺える。

また、

一、常磐橋日記十七冊、当役方ゟ為持差出シ、御判司部屋へ入置せ候事、

との記事もある。[17] 詳細は不明だが、宝暦十三年（一七六三）四月十六日、徳山藩は常磐橋御門番を拝命しており、このことと関係する記事ではないかと考えられる。ここに見える「常磐橋日記」十七冊はいつの日記であるかわからないが、[18] 当役方から当該日記を「御判司部屋」へ入れたということは、これが仮に一時的であるとしても、記録類の管理者としての判司役の姿が垣間見える。

以上、記録所と判司役の関係は非常に深いことが窺える。記録所の活動を知るためには判司役の動きが手掛かりになると考えられる。

（二）文書の授受

江戸屋敷における文書の授受について見ていく。

江戸と国元との情報の遣り取りは、「月並仕出」として定期的に行われていた。その便は「江戸記録所日記」の中では「雇切」「雇切飛脚」[19]などと呼ばれている。国元と

江戸とを往復するそれは、途中、大坂屋敷に立ち寄り、書類を授受する場合もあった。国元の「記録所」でもそうであったが、江戸においてもこれらは当役方にまず届けられた。届けられた各種文書のうち、藩主宛の書状、注進状（大坂からのものは「大坂注進状」と記される）、披露状は当役方から「江戸記録所」に転送された。送られた文書類は、例えば、

一、方々様ゟ御状　七通
一、披露状　数通
一、注進状　八通[20]

といったように、それぞれの種類ごとに、その数はもちろん、場合によっては差出人と文面の概要が記される。

「江戸記録所」に届いたこれら書類は、すべてではないと思うが、必要に応じて藩主の高覧に供した。藩主高覧にあたっては、「江戸記録所」の手を経て藩主の下に送られる。高覧後のそれらは再び「江戸記録所」の手を介して当役方に戻される。返書が必要な場合には、藩主の場合には「直答[21]」として、あるいは宛所からの返書作成が指示された[22]。

一方、藩主の書状や「江戸記録所」から国元および大坂屋敷への書面は、当役方の手を経て送られていた。そのことは「一、来ル十二日御在所へ雇切月次仕出有之候由当役方ゟ申来候事[23]」のように、当役方から「江戸記録所」へ発出情報がもたらされることから明らかである。なお、この時は国元へ送る文書がなかったのか特に記録はないが、何かあれば「江戸記録所日記」にも当役方へ文書を送った旨記される。具体的な文書が示されるわけではないが、「一、今日御在所へ月並仕出有之、委細御判司方控之通仕出を以当役方へ申達候事[24]」のようになっている。具体的な文書は「御判司方控」に記されていることはわかるが、「御判司方控」のタイトルを持つ記録は徳山毛利家文庫の中にはないので、どのように控えられたかは不詳である。しかし、ここでも「御判司方」が出てきて、その業務として文書作成があったとの考えを裏付ける。

このように、藩内間の文書は、すでに指摘したことも含めると、国元でも江戸でも当役方間で授受されていたことがわかる。

藩外文書はどうなっていたのだろうか。外部からの来状は、「江戸記録所」にもたらされるケースもあった。例

えば、明和六年六月五日には、[25]

一、亀井能登守様ゟ御封状一通、御答之由ニ而差置候事、

とある。津和野藩主亀井矩貞からの封状は前日の徳山藩から送った書状の返書なのだが、それは差し置いたという。差し置いた場所は「江戸記録所」と考えられる。あるいは、同年六月晦日には、[26]

一、青松寺ゟ使僧盛岸院口上、来ル八日御施餓鬼執行ニ付、書付持参之退去、

但、右書付当役方へ差越之、

と、徳山藩の江戸の菩提寺である青松寺からの使僧が持参した書付は当役方へ渡したとのことである。渡したのは「江戸記録所」であり、ここから使僧が持参した文書は記録所で受け取っていたと考えられる。

施餓鬼執行の事例のような藩主とも深く関係がある文書については「江戸記録所」が受け取っていたであろうが、個人宛文書までも「江戸記録所」が受け取っていたわけではないことは当然である。

一、児玉三郎右衛門ゟ当役方へ手紙を以此間以御使者御目録被下候御礼申来候、尤可遂出仕候得共御用繁ニ付及延引候由也、[27]

萩藩の当役であった児玉から当役方へ手紙が来ている。もちろん初めにその手紙を受け取ったのは当役方であるが、本藩からの手紙ということもあったためか、その手紙についての情報が「江戸記録所日記」に記されている。「江戸記録所」もその手紙自体または内容がわかるものを手にしたのは明白で、この事例も先月萩藩へ使者によって目録を贈ったことへの返礼という、やはり藩主に関係のある内容であった。

最後に幕府からの指令などについてである。前出の大目付触や御内書伝達の老中奉書などは、当役方よりも先に「江戸記録所」にもたらされていたようだ。これらに共通しているのは宛所を藩主名としていることであり、「江戸記録所」の立場を考えると、この種の文書は「江戸記録所」に届けられたと言える。このことから、国元の例も考え合わせると、江戸においても藩主と当役方との間にある「江戸記録所」の姿が見え隠れするのである。

（三）記録所と番所

「江戸記録所日記」には、次のような記述をしばしば

目にする。

一、近藤左伝太就風気御番三番相頼致保養候得共、
今以聢々無之、御番御断申出被成御免申達候事、
尤当役方幷番頭江も為知遣也[28]、

近藤は風気のため「御番」を休み体調の回復をはかったが、それが叶わず「御番」を断る要望を出したところ、「江戸記録所」が希望通りそれを許し、そのことを当役方と、近藤の上司である番頭へ伝達したという。つまり「御番御断」の届が出た際、「江戸記録所」が自身の判断でそれを許し、関係のある当役方と番頭へそのことを伝えるという内容である。

ところで、この「御番」とは何かということになる。次の例を見る[29]。

一、福間治部右衛門近々御在所就被差下候、御番除
遂沙汰候様申来候ニ付、記録所へ招申聞候、
一、右ニ付、片岡正右衛門義当御在府中当分仮番頭
被仰付候間、記録所向承合相勤候之様御沙汰相成
候由当役方ゟ同断之事、
一、右ニ付正右衛門義、記録所へ招、福間治部右衛
門方承合、今日より出勤候様申達候、両番へ出勤
被仰付候事、
但、治部右衛門へ諸事御番所之趣、正右衛門
へ申継候様ニと申達候事、

福間治部右衛門が帰国することから、「御番」を免ずる旨当役方から指示があり、記録所でそのことを伝えたという。その代役に片岡正右衛門が指名され、彼には「仮番頭」として記録所向のことをよく承知して勤務せよと、やはり当役方から指示があった。そして片岡を記録所へ招き、福間から引継を受け、今日から出勤するよう命じられた。そしてこの時福間が引き継ぐべきことは「諸事御番所之趣」とのことから、「御番」とは「御番所」の業務を指すと考えられる。しかも、片岡は仮番頭ではあるが、この時の番頭は記録所勤務を命じられていて、番頭が記録所と深い関係にあることは指摘できる。

明和期「江戸記録所日記」では、これ以上、番頭の役割など明らかにできないが、これまで述べてきたように、番頭の下に編成される「番」の人々について、「江戸記録所」が人員の遣り繰りを行っていたことは、国元の「記録所」が館の主郭部分を管理していた様相と類似している[30]。このことから、江戸においては「江戸記録所」が江

戸屋敷内の中核部分を管理していた可能性があったことを指摘しておく。

三　「江戸記録所」と諸記録

ここでは「江戸記録所日記」に現れる各種記録を見ていく。

【表2】は、明和期の「江戸記録所日記」に出てきた記録を一覧にしたものである。御居間日記など一部を除き、江戸ならではの記録類が多い。桜田日記と、被仰出帳・被仰上帳、ならびに御判司方控は明和期を通してよく出てくる記録である。

ここではそれらの中から代表的な記録を見てみたい。

（一）桜田日記

「江戸記録所日記」中でもっとも目にする記録である。例えば、

一、壱岐様（毛利治親）御結納御祝儀使者今日桜田新橋へ御引受有之候、委細桜田日記ニ有之候事、[31]

のように出てくる。また「一、桜田向、当日別帳ニ委シ」[32]のように、「桜田日記」の名が出ない場合もあるが、文脈からそれとわかるような表現も間々見られる。

桜田日記は、桜田、すなわち本藩である萩藩江戸屋敷との関わりを記録した日記である。萩藩江戸屋敷からの使者派遣や書面の送付、徳山藩江戸屋敷から萩藩江戸屋敷への藩主訪問や使者派遣などが記される。本藩との関係上、いつも何かあるようで、ほぼ毎日記述がある。日記は日にち（天候の記述はまちまち）に続けて記事を記すが、書状の書面そのものや贈答品なども筆写している。例えば冒頭で挙げた十二月九日の桜田日記の記事は、[33]

一、今般壱岐様ゟ田安大蔵卿（徳川治察）様御方江御結納御祝儀首尾好被為相済候付、此御方御三方様ゟ御祝儀御使者、今日桜田新橋被差越候御進物・御使者柄等左之通、

一、昆布一箱

一、干鯛一箱（以下略）

のようになっている。なお、この後には藩主就馴・先々代広豊・前藩主夫人の瑞仙院からの進物とそれを携えていった使者名、さらにそれらに対する萩藩の応対の様子が記される。「江戸記録所日記」と桜田日記の関係から、

桜田日記は「江戸記録所」において作成・管理されていたと見てよい。

一方で、桜田日記に注目すると、「江戸記録所日記」に桜田日記へ詳細を譲る表現がないのにもかかわらず記事が記されているケースもある。例えば、先に例示した桜田日記の翌日、十二月十日の記事は、萩藩江戸屋敷から徳山藩江戸屋敷の当役方に対し、藩主就馴に翌日の桜田来訪を依頼する書状が届き、その文面が記されている。ところが「江戸記録所日記」にそうした記事はない。この時、萩藩江戸屋敷からの来状情報を当役方から聞かされ、しかも文面まで記しているところを見れば、文面自体を「江戸記録所」が見ていたことは明白である。取り上げた事例は、内容を考えると、藩主の耳に入れるべきものである。先述のとおり当役方から藩主に伝えるべき情報は「江戸記録所」の手を介してもたらされることから、今回も同様であったと考えられる。このことから、萩・徳山両藩の江戸での関係を見ようとする時、「江戸記録所日記」だけでは不十分なことも出てくるため、桜田日記は欠くことのできない記録であると言える。

現在、桜田日記は、徳山毛利家文庫「桜田日記」のシリーズで、書抜も含めて二五四点公開している。「年次をまたいでの写しをかなり伴っており、このため二系統をなす」[34]との指摘があって、明和期については【表3】のとおりである。ここで写とされたものについては備考欄に「写」と入れている。原本が一冊一年程度（長くて一年三ヶ月）なのに対して、写は長いもので二年で一冊をなす。また法量は、写は原本に対して少し小ぶりである。また原本を繙くと、日付や記事冒頭の多くに、朱による「㊞」印が押されている。「㊞」印がないものについては写に記述がない。そのため単純に筆写して写本を作成したわけではなく、別の意図で写が作成されたと推測できるが、これについては後考を俟ちたい。[35]

（二）公儀関係記録

「江戸記録所日記」中で、桜田日記の次に頻出するのは、「被仰出帳」「被仰上帳」である。

これらは現在、徳山毛利家文庫では「公儀事」のシリーズに含まれ、それぞれを年次順にして閲覧に供している。[36]

「江戸記録所日記」では往々にして前出のような表記

をされるが、現物を確認すると、そのタイトルは年によって異なるものの、それぞれ「従公儀被仰出帳」、「公儀江被仰上帳」とするものが多い。その内容は、文字通り前者は幕府から発せられる御内書、老中等の奉書、廻状といった文書、後者は徳山藩から幕府に提出した願いや届を記録したものである。

「被仰出帳」から見ていく。「被仰出帳」には単に徳山藩江戸屋敷へもたらされた文書の文面を記すだけではなく、到来日やその後の回付先などの情報も書かれている。一例として、「江戸記録所日記」明和四年八月十九日の記述を示せば、[37]

一、大御目付御廻状到来、被仰出帳委シ、
　　但、中国路第一と唱、三笠附抔ニ紛敷会（合）仕候御停止之事、当役方へ為披見差越候事、

とある。ここでは大目付廻状の到来と内容のあらましを記すに留め、詳細は「被仰出帳」に譲っている。該当する「被仰出帳」[38]には、

一、亥八月十九日、御同席触左之通、

から始まり、廻状の文面を記した後に、

右午中刻水野日向守様（下総国結城藩主水野勝起）衆ゟ到来、即刻鍋島和泉守様（肥前国鹿島藩主鍋島正熙）衆江致順達候、以上、

と、徳山藩側の廻状に対する扱いを追記する。

また同年十月二十一日に「重陽之御内書」が老中阿部正右から伝達された際、「江戸記録所日記」[39]には、

一、昨日御切紙御到来ニ付阿部伊予守様江桜井新右衛門被指出、重陽之御内書御直渡被成請取罷帰候也、委細被仰出帳ニ有之、尤為御礼御直勤之事、

と、やはり「被仰出帳」に詳細を記すとする。ところがこの時の「被仰出帳」[40]は、

一、亥十月廿一日、御本丸御老中阿部伊予守様於御宅御直渡被成重陽之御内書左之通、

に続けて御内書の文面を記すだけで、「江戸記録所日記」の方が詳しいのではないかと思える情報量である。この「委細」とは、御内書の文面・文言も大切でそれを認めたことを指しているとも言えるが、一方で、文字情報だけではない情報も含んでいるのかもしれない。[41]

次に「被仰上帳」であるが、これは先述のとおり、徳山藩から幕府への願いや届の文面を控えたものである。「被仰出帳」と同様に、単に文面を記すだけではなく、提出時の徳山藩の実施状況（例えば誰が使者となったの

か）と、幕府側の応対（例えば提出先となった老中の名と、実際に応対した御用人の名）が記される。それは提出時だけではなく、その結果としての幕府の判断（例えば許諾）などについても触れている。

一例を示せば、明和四年十一月一日条に、就馴が夜中以来積気が勝れずその日の登城ができない旨の書面を、御用番の松平輝高に佐藤右兵衛を使者として提出した。それに続けて、「委細被仰上帳ニ委シ」[42]とある。その「被仰上帳」[43]には、

一、亥十一月朔日、御用番松平右京大夫様江御使者佐藤右兵衛を以被指出候、

私儀、昨夜中以来積気相勝不申候付、今日之登城難仕候、依之御断申上候、以上、

十一月朔日　　毛利専之助

右御取継中野小兵衛請取置、追而可申聞候也、

と記録される。

佐藤右兵衛を御用番の老中松平輝高に派遣したことまでは「江戸記録所日記」で知り得たが、「被仰上帳」からは、松平輝高側の対応、すなわち「御取継」として中野小兵衛が届出書を受け取ったという新たな情報が記された。このように、相手側の対応についても記している点は「被仰上帳」の特徴である。

なお、「被仰出帳」と「被仰上帳」は、例外はあるものの概ね藩主の在府・在邑期間をそれぞれ一区切りとして一冊をなすものが多い。江戸屋敷は幕府への応対がその任務の重要なひとつであったことから、これらも江戸ならではの記録類であると言える。

（三）御居間日記

前稿で「記録所日記」を分析した際、「御居間日記」の作成と「記録所」の関係に触れた。「江戸記録所日記」からも同様のことが窺える[44]。

一、瑞仙院様江も為御相対御奥江御出、殿様御同道之由、委細之儀ハ御居間日記ニ有之候間略之、

これは、明和三年三月十七日、岩国の吉川経倫が徳山藩江戸屋敷を訪問、藩主就馴のみならず、先代夫人の瑞仙院とも面会した際のものである。記事にあるように、御奥での面会は御居間日記に詳細が記されているので「江戸記録所日記」には記さないとする。ここでも「江戸記録所日記」と江戸での御居間日記との関係、すなわ

ち御居間日記の記載内容を「江戸記録所」が把握していたのではないか、ということが想起される。

一方で、

一、追付御居間江御通被成御相対被遊、一汁五菜之御掛合、御相伴ニ而被進之、御居間ニ而之義故不能詳候事、

との記事も見られた[45]。これは明和二年八月二十七日、安房国勝山藩主の酒井忠粼が徳山藩江戸屋敷に来訪した際に藩主就馴が御居間で対応した時のものだが、御居間の状況を「江戸記録所」が把握できなかったかのような表現である。しかし、これをもって「江戸記録所」がこの時の御居間の出来事を全く知ることができなかったと断じるのは早計のように思う。現在、明和期の江戸の「御居間日記」は徳山毛利家文庫中に現存しないため判然としないが、国元の事例を鑑みると、江戸においても「江戸記録所日記」には御居間の出来事は記さないこと、「江戸記録所」は「御居間日記」の記述を承知していたのではないかとの仮説を立てても許されるのではないかと思っている。

（四）藩主関係の記録

「御家督一巻帳」、「御叙爵帳」、「御官位一巻帳」などは、藩主の家督継承や官位叙任においてその都度作成される記録である。これらはすべて幕府との関係の中で行われるものであり、これもまた「江戸記録所」に特徴的な記録と言えよう。

こうした記録の作成に関して、次の記述がある[46]。明和二年九月、藩主就馴が十六歳になった際、将軍家治に初御目見えをすることになった。しかし体調がすぐれなかったので一時延期になってしまった。その後、体調の回復に伴い翌春には御目見え願いを提出し、引き続き五節句月次出仕などを順次願い出て、来夏には徳山への初入部も果たしたいという就馴の意向が示された。そこで当役粟屋蔵主をはじめ諸役人が「公儀を初諸御勤筋始終宜取計」を命じられるが、特に御居間都合御用人である児玉孫左衛門がその御用掛に任じられた。また、「記録所御当用」を務めている御祐筆の渡部伝左衛門が児玉の指図を受けるよう命じられた。

こうした記述に続けて次のように記載されている（数字は筆者）。

一、当十月御目見御延引之御届一巻別帳有之①
一、五節句月次御登城一巻②
一、御前髪被為執候一巻③
一、御順年ニ付、御在所江之御暇被仰込、始而御暇被仰出候一巻④
右追々別帳ニ仕立■(有カ)之候事、

この記述は、「就馴公御目見一巻」にあるので、これを加えた少なくとも五種類の記録が事象に応じて作成されたのである。

「江戸記録所日記」においてこの五種類の記録は、すべて出てくるわけではないものの、例えば「御目見」に関するものは「御目見一巻之帳」[47]、「御前髪被執候一巻」は「一、今日就吉辰、殿様就馴公御前髪被為執候事、御規式之次第別帳ニ有之候間略之」[48]などのように記述されている。そして、写も含めて現在徳山毛利家文庫に伝存するものは、①と②は「就馴公御目見御延引御届・五節句月次御登城」[49]や「就馴公御目見御延引御届一件・就馴公五節句月次御登城一巻」[50]、③は「就馴公御前髪被為執候一巻」[51]や「就馴公御前髪被為執候一件写・御叙爵一件」[52]である。

これらの冊子の中には、その表紙に「江戸記録所」と書かれたものがある。例えば「就馴公御目見御延引御届・五節句月次御登城一巻」[53]は二種類伝存するが、「御目見記5」の原表紙には「江戸記録処」(「江戸」の文字に抹消の形跡あり)と書かれている。一方で、ほぼ同じタイトルの「御目見記7」にはそれは書かれていない。「江戸記録所日記」においても同様だが、「江戸記録所」が自らを「江戸記録所」と書くことはない。それにもかかわらず「御目見記5」にはわざわざ「江戸記録所」と「江戸」が書き加えられたことから、「江戸記録所」と書かれたものは他所で作成された写であり、奇しくもこの記録が「江戸記録所」で作成・管理されていたことの証となる。

このほか、「御縁組帳」[54]は「御縁組一巻」[55]や、時代は異なり藩主も次代になっているが、「御産日記」[56]は、「就寿公御奥様御産一件」[57]・「御奥様御産一件」[58]も徳山毛利家文庫に伝存している。

このように大名・藩主として画期となる出来事については別途記録が作成された上、「江戸記録所」で管理されてきたのである。[59]

（五）御招請帳

明和六年十月二十三日条に、[60]

一、殿様御家督御祝儀先達而御案内被仰進候通、今日大膳様・壱岐様御招請万端無御滞相済天気迄快晴、首尾克相済、七時被成御帰候事、

但、御招請一巻ニ委有之候付爰ニ略之候事、

とある。

就馴が家督相続したことから、本家の毛利重就父子を徳山藩江戸屋敷に招いた際の記事である。ここに見える「御招請一巻」は、徳山毛利家文庫に「御招請帳」[61]として残っている。これは冒頭の数丁が欠損しているものの、十月二十三日（徳山藩江戸屋敷へ毛利重就父子が来訪した日）の出来事のみならず、三ヶ月以上前の七月六日から、重就父子の招請に向けた準備の様子を記録している。例えば、本家の父子を招くにあたり、父子そろって来るのか、それとも来邸に時間差が生じるのかを徳山藩から萩藩に問い合わせている。萩・徳山双方で細かな打ち合わせが行われていたことが窺える。

この例は本家の招請であるが、萩藩との関係は前出桜田日記が作成されていた。しかし徳山毛利家文庫には萩藩主やその関係者はもちろん、他藩主などの招請記録が残っていて、招請に関わる件はさらに別の記録を作成していたと考えられる。

おわりに

結論から言えば、「江戸記録所日記」から窺える「江戸記録所」の機能は、基本的に「記録所」と大きな違いはなかった。国元の事例と同様、「江戸記録所」は文書・記録を作成・管理し、江戸屋敷の中核部の管理を行っていたようだ。そして江戸屋敷へ来客があった場合には、「江戸記録所」で応接することもあり、相手に応じて御居間などに通し、藩主との面会へと導いていた。

また「江戸記録所」で作成される記録は、「江戸記録所日記」はもちろん、幕府関係・萩藩関係を始め各種記録が作られたが、江戸という土地柄を反映した記録が多かった。

徳山毛利家文庫の構成を考えるために、明和期に限定されるが、記録所の日記に現れた他の記録を抽出した結果、国元と江戸の記録所が作成・管理した記録の概要を

示すことができた。全体構成となると通時代的に見る必要があるが、これは両記録所の目録と突合などしていきながら、整理する必要があると思っている。

さて、記録所のメンバーはどのような人々であったのかが課題として残る。判司役が深い関係があることは、国元の事例においても、江戸の事例からも窺えた。このほか、前述の藩主関係の記録において「記録所御当用」を務める祐筆の渡辺伝左衛門の任務は、記録所で保存・管理されている記録との関係を示唆するものであった。さらに就馴の家督相続の記録によれば、御用掛を命じられた桜井甚太夫の指図を受けるよう勘場役の宇賀忠兵衛が任命された際、「御用掛之間者只今迄之出勤御引せ被成、記録所休息之間此度之御用所ニシテ出勤被仰付候事」[62]と、勘場役が記録所(休息之間)での勤務を指示されている。一見、勘場役と記録とは関係が薄いように感じられるが、まったく関係のない部署の人物が記録所での勤務を任されるとは思えない。この仮説に立てば、勘場役と記録所との関係も看過できない。今後は判司役、祐筆、勘場役などをキーワードに、記録所の姿を解明したいと思う。

註

(1) 拙稿「徳山藩記録所について―明和期、記録所日記の分析から―」(『山口県文書館研究紀要』第四八号、令和三年)。

(2) 宝暦十四年も一冊含むが、この年の六月に改元することからここに加えている。

(3) 徳山毛利家文庫　記録所日記341。以下、徳山毛利家文庫の「記録所日記」の引用にあたっては、単に「No.341」のように請求番号のみを記す。

(4) 前稿で指摘したとおり、明和期の日記は国元と江戸で少し大きさに違いがあることから、それを基に判断をつけることはできる。

(5) No.341。

(6) No.342。

(7) No.351。

(8) No.342。

(9) No.327。

(10) 藩主が自身で「贈物」などを持参する場合には「直勤」と朱書されている。

(11) No.341。

(12) No.342。

（13）No.365。
（14）No.341。
（15）玉井弥兵衛は判司役と目付を兼任していた。
（16）No.351。なお、本来は御居間で拝見することが通例だったようだが、この時は萩藩の江戸屋敷に出掛ける直前だったことから、拝見会場が変更となった。
（17）No.328、宝暦十四年四月十二日条。
（18）「徳藩年表録」（徳山毛利家文庫「年表」6）によれば、明和期直近において、徳山藩が常磐橋御門番を命じられたのは、延享四年（一七四七）、寛延二年（一七四九）、宝暦五年（一七五五）である。
（19）例えば、「雇切」はNo.364、明和八年八月七日条、「雇切飛脚」はNo.330、明和元年閏十二月八日条など。
（20）No.334、明和三年三月四日条。
（21）No.329、明和元年七月十八日条。
（22）例えば、No.330、明和元年閏十二月八日条に「徳山十二月廿日仕出之雇切飛脚到着、左之通来候由当役方ゟ差出入高覧、当り所ゟ返答之分粟屋蔵主方へ差返候事」とある。
（23）No.364、明和八年八月七日条。
（24）No.330、明和元年十一月八日条。
（25）No.363。
（26）同前。
（27）同前、明和八年七月三日条。
（28）No.343、明和五年四月五日条。
（29）同前、明和五年三月二十三日条。
（30）註（1）、拙稿。
（31）No.365、明和八年十二月九日条。
（32）No.343、明和五年一月十五日条。
（33）徳山毛利家文庫「桜田日記」No.42、明和八年十二月九日条。
（34）『山口県文書館所蔵文書仮目録7　徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ』（平成元年）。
（35）写作成に当たり載せられなかった記事をひとことで表現するのは難しいが、例えば明和八年四月二十七日条では、

松平土佐守様之御奥様ゟ御使者南伊兵衛御口上、大膳様御参府之上使被相済、且土佐守様御暇之節、上使被相済候為御悦御使者被進候御礼之儀、於内使者之間有福茂左衛門御相答申述候事、

というものがある。土佐藩主山内豊雍夫人は萩藩主毛利重就の女で、彼女からの使者到来は直接萩藩には関係ないと

の考えがあって採録が見送られたのかもしれない。

（36）前掲註（34）。

（37）№342。

（38）徳山毛利家文庫「公儀事」33、明和四年八月十九日条。

（39）№342。

（40）徳山毛利家文庫「公儀事」33、明和四年十月二十一日条。

（41）「被仰出帳」に写される文書は文面通りに筆写されていることが多い。

（42）№342、明和四年十一月一日条。

（43）徳山毛利家文庫「公儀事」№155、明和四年十一月一日条。

（44）№334、明和三年三月十七日条。

（45）№333、明和二年八月二十七日条。なお、「追付御居間」とあるように、来訪にあたって始めから御居間に通してはいない。酒井忠粼の場合は、大書院を経て御居間へ通している。一方で、相手の身分によっては始めに「江戸記録所」へ通す場合もあり、来客対応の場としての「江戸記録所」についても指摘しておく。

（46）徳山毛利家文庫「御目見記」№6、「就馴公御目見一巻」。

（47）№333、明和二年十二月十七日条。

（48）№334、明和三年四月五日条。

（49）徳山毛利家文庫「御目見記」№5。

（50）同前№7。

（51）徳山毛利家文庫「外礼方」132。

（52）徳山毛利家文庫「御叙爵記」№3、同№5。

（53）徳山毛利家文庫「御目見記」№5、同7。

（54）№334、明和三年五月三日条。

（55）徳山毛利家文庫「縁組記」№8、同№9。

（56）№697、文化十三年八月一日条。

（57）徳山毛利家文庫「御産一件」№12。

（58）同前№13。

（59）現時点で写の作成者について明確にできないが、国元の記録所で作成されたのではないかと考えている。これについても今後の課題としたい。

（60）№352。

（61）徳山毛利家文庫「御勤事」№124。

（62）徳山毛利家文庫「御家督記」№14。

【表１】明和期「江戸記録所日記」

	請求番号	年代
1	327	宝暦14年1月～3月
2	328	明和元年4月～6月
3	329	明和元年7月～10月
4	330	明和元年11月～閏12月
5	331	明和2年1月～3月
6	332	明和2年4月～7月
7	333	明和2年8月～12月
8	334	明和3年1月～5月7日
9	341	明和4年4月1日～7月
10	342	明和4年8月～12月
11	343	明和5年1月～4月23日
12	351	明和6年3月25日～7月
13	352	明和6年8月～12月
14	353	明和7年1月～4月21日
15	362	明和8年3月23日～5月
16	363	明和8年6月～7月
17	364	明和8年8月～9月
18	365	明和8年10月～12月
19	366	明和9年1月～2月
20	367	明和9年3月～4月25日

【表３】明和期桜田日記

請求番号	年代	備考
29	宝暦13年4月～明和元年12月	写
30	宝暦14年4月～宝暦14年12月	
31	明和2年1月～明和2年12月	
32	明和2年1月～明和4年3月	写
33	明和3年1月～明和4年3月	
34	明和4年4月～明和4年12月	
35	明和4年4月～明和5年4月	写
36	明和5年1月～明和5年4月	
37	明和5年4月～明和6年12月	写
38	明和5年4月～明和6年3月	
39	明和6年3月～明和6年12月	
40	明和7年1月～明和8年12月	写
41	明和7年1月～明和8年3月	
42	明和8年3月～明和8年12月	
43	明和9年4月25日～明和9年9月28日	
44	明和9年10月1日～安永2年4月1日	
45	明和9年1月～安永2年3月	写
46	安永元年1月～安永2年3月	

	名称		名称
1	桜田日記	10	御案文帳
2	被仰上帳	11	古案
3	被仰出帳	12	御規式帳
4	御判司方控	13	御目見帳
5	仕出帳	14	御月次御礼之一巻
6	御家督御祝儀一巻帳	15	御家督方別帳
7	御叙爵帳	16	前髪被為執…別帳
8	御官位一巻帳	17	御縁組帳
9	御招請一巻帳	18	御産帳

【表２】明和期「江戸記録所日記」に見える他の記録